

議案第 3 2 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 7 年 5 月 8 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

認定路線

整理番号 (認定番号)	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1 (14-50)	下鏡田 8 号線	東郷町大字春木字下鏡田 4 4 6 番 6 7 4 地先 東郷町大字春木字下鏡田 4 4 6 番 1 1 6 8 地先	—
2 (17-19)	音貝 1 1 号線	東郷町大字春木字音貝 4 3 番 3 6 0 地先 東郷町大字春木字音貝 4 3 番 1 5 3 地先	—
3 (17-20)	音貝 1 2 号線	東郷町大字春木字音貝 4 3 番 5 0 8 地先 東郷町大字春木字音貝 4 3 番 5 1 5 地先	—

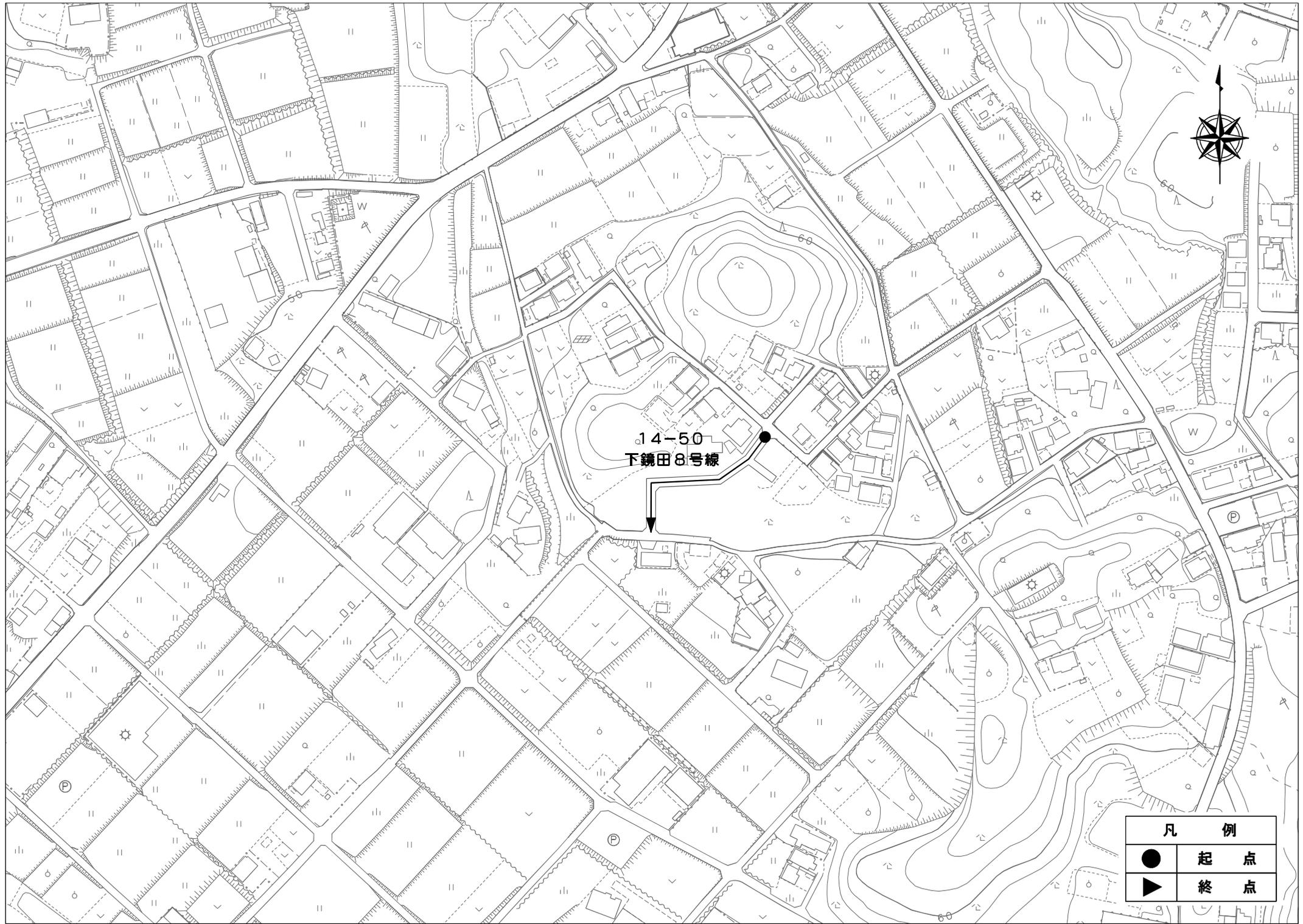
説 明

この案を提出するのは、町民の利便性の増進を図るため、町道を新たに認定する必要があるからである。

議案の概要

町民の利便性の増進を図るため、次の町道を新たに認定するものである。

整理番号 (認定番号)	路線名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
1 (14-50)	下鏡田8号線	東郷町大字春木字 下鏡田446番6 74地先 東郷町大字春木字 下鏡田446番1 168地先	101.5	5.0 ~ 9.3
2 (17-19)	音貝11号線	東郷町大字春木字 音貝43番360 地先 東郷町大字春木字 音貝43番153 地先	120.4	6.0 ~ 9.2
3 (17-20)	音貝12号線	東郷町大字春木字 音貝43番508 地先 東郷町大字春木字 音貝43番515 地先	58.5	6.0 ~ 11.2



14-50
下鏡田8号線

凡 例	
●	起 点
▲	終 点

